

税額シミュレーションシステムの入力方法 (市民税・県民税申告書を作成される方)

ここでは、給与所得者の川崎市太郎さんが、次の源泉徴収票を基に「医療費控除」、「配偶者控除」、「扶養控除」及び「16歳未満の扶養親族」を追加で申告するための市民税・県民税申告書を作成する場合の入力方法を説明します。

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所	川崎市川崎区宮本町1番地										受給者番号		000000001							
												(役職名)									
												氏名		(フリガナ) カワサキシ タロウ							
												名		川崎市 太郎							
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額		源泉徴収税額											
給与・賞与		7000000		5200000				1480000		221000											
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数							
				特 定		老 人		そ の 他								特 親					
有		従有		人		従人		人		従人		人		従人							
特定親族特別控除の額		社会保険料の金額		生命保険料の控除額				地震保険料の控除額		住宅借入金特別控除の額											
円		円		円				円		円											
800000		100000				50000		50000													
(摘要)																					
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額		円									
10000		10000		10000		10000		10000		10000		10000									
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		円		円									
住宅借入金等特別控除可能額		円		居住開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		円		円									
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ)		区分		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		円		旧長期損害保険料の金額		円							
		氏名						基礎控除の額		580000		円		所得金額調整控除額		円					
個人番号		(フリガナ)		区分		16歳未満の扶養親族		(フリガナ)		円		円		円							
		氏名						氏名		円		円		円							
1		(フリガナ)		区分		2		(フリガナ)		円		円		円							
		氏名						氏名		円		円		円							
2		(フリガナ)		区分		3		(フリガナ)		円		円		円							
		氏名						氏名		円		円		円							
3		(フリガナ)		区分		4		(フリガナ)		円		円		円							
		氏名						氏名		円		円		円							
4		(フリガナ)		区分		5		(フリガナ)		円		円		円							
		氏名						氏名		円		円		円							
個人番号		(フリガナ)		区分		6		(フリガナ)		円		円		円							
		氏名						氏名		円		円		円							
未 成 年 者		外 国 人		死 亡 退 職 者		災 害 者		乙 欄		本人が障害者 特 別 そ の 他		寡 婦		ひとり 親		勤 労 学 生		中途就・退職			
																		就職			
7				昭和				60 6 6													
支 払 者		住所(居所)又は所在地																			
		川崎市川崎区砂子1丁目8番地9																			
氏名又は名称		株式会社 川崎市																			
		(電話) 044-200-2111																			

（受給者交付用）

■ [STEP1] 生年月日を入力し、入力画面に進む

生年月日を入力し、メニュー画面の「上記以外の方」ボタンから入力画面に進んでください。



あなたの個人住民税（市民税・県民税）、森林環境税が いくらになるか試算できます

主なご利用方法

給与所得の源泉徴収票などを見ながら各種所得金額等を入力していただく、個人住民税（市民税・県民税）、森林環境税の税額が試算できます。また、入力した内容を基に市民税・県民税申告書を作成できますので、自宅のプリンターから印刷し、川崎市に提出することができます。

利用例

- 前年度の課税内容で新年度の試算を行うことにより、税制改正により税額にどのような影響があるかを確認できます。
- 確定申告書や給与所得の源泉徴収票など、お手持ちの資料の内容で試算を行うことにより、納税通知書に記載されている税額の妥当性を確認できます。
- 所得金額や所得控除等に加えて、ふるさと納税（地方公共団体に対する寄附金）の金額を入力することで、「自己負担額の2,000円を除いた全額が住民税及び所得税から控除されるふるさと納税額の目安」を確認できます。

PDFファイル閲覧ソフトがAdobe Acrobat Reader DCでない場合、申告書の印字内容がずれる、ドロップダウンのボタンが印刷される等の事象が発生することがあります。事象が発生した場合は作成したPDFファイルを一度保存して、ファイルをAdobe Acrobat Reader DCで開き直してください。また、以前のAdobe Acrobat Readerをお使いの場合は**最新バージョン**をダウンロード・インストールしてください。

メニュー

計算したい年度・生年月日を入力し、以下のボタンから入力ページへ進んでください。

試算したい年度

令和8年度（令和7年中収入）

申告される方の生年月日 **必須**

昭和 60 年 6 月 6 日

給与収入のみの方
(源泉徴収票の内容のみ)

給与所得の源泉徴収票に記載されているもの以外に控除がない方は、こちらで税額の試算と申告書の作成をすることができます。

年金収入のみの方
(源泉徴収票の内容のみ)

公的年金の源泉徴収票に記載されているもの以外に控除がない方は、こちらで税額の試算と申告書の作成をすることができます。

収入・控除がなかった方

収入・控除がなかった方は、こちらで申告書を作成できます。

上記以外の方

ふるさと納税額の目安を知りたい方、複数の収入がある方など、上記以外の方はこちらで税額の試算と申告書の作成をすることができます。
※ふるさと納税額の目安を確認したい方は、入力画面の「寄附金に関する事項」に必ず任意の金額を入力してください。

■ [STEP2] 源泉徴収票の内容を入力する

源泉徴収票の内容に基づいて、給与収入及び各控除を入力してください。

所得金額（総合課税）

事業所得	営業等	0円	事業所得入力
	農業	0円	
不動産所得		0円	不動産所得入力
利子所得		0円	利子所得入力
配当所得		0円	配当所得入力
給与所得		0円	給与所得入力

1枚目欄に金額を入力します。また、所得金額調整控除に該当する場合は、「適用」欄にチェックを入れます。入力が完了したら「入力確定」ボタンを押します。

給与所得の詳細入力

給与収入金額

1枚目 円

※4枚目以降は加算してください

2枚目 円

3枚目 円

子育て・介護世帯向け所得金額調整控除

給与収入金額（支払金額）が850万円を超え、次のいずれかの要件に該当する場合（給与所得の源泉徴収票の所得金額調整控除額欄に記載がある場合）、「適用」にチェックをつけてください。

- 本人が特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族がいる
- 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる

適用

キャンセル

今回の場合、「社会保険料控除」、「小規模企業共済等掛金控除」、「生命保険料控除」、「地震保険料控除」がありますので、該当項目を選択し、それぞれ次のとおり入力します。

所得から差し引かれる金額

①	社会保険料控除	0円	<input type="button" value="社会保険料控除入力"/>
②	小規模企業共済等掛金控除	0円	<input type="button" value="小規模共済等控除入力"/>
③	生命保険料控除	0円	<input type="button" value="生命保険料控除入力"/>
④	地震保険料控除	0円	<input type="button" value="地震保険料控除入力"/>
	寡婦、ひとり親控除	0円	<input type="button" value="寡婦ひとり親控除入力"/>
	勤労学生、障害者控除	0円	<input type="button" value="勤労学生・障害者入力"/>
	配偶者控除	0円	
	配偶者特別控除	0円	<input type="button" value="配偶者情報入力"/>
	扶養控除	0円	
	特定親族特別控除	0円	<input type="button" value="扶養等情報入力"/>
	基礎控除	430,000円	
	雑損控除	0円	<input type="button" value="雑損控除入力"/>
	医療費控除	0円	<input type="button" value="医療費控除入力"/>

①社会保険料控除の入力方法

「源泉徴収票記載の社会保険料」欄に金額を入力し、入力が完了したら「入力確定」ボタンを押します。

社会保険料控除の詳細入力		
国民健康保険料支払額	<input type="text"/>	円
後期高齢者医療保険料支払額	<input type="text"/>	円
介護保険料支払額	<input type="text"/>	円
国民年金保険料支払額	<input type="text"/>	円
源泉徴収票記載の社会保険料	<input type="text" value="700,000"/>	円
上記以外の社会保険料支払額	<input type="text"/>	円

キャンセル 入力確定

入力内容をクリア

<注意点>

源泉徴収票の「社会保険料等の金額」が2段書きになっている方は、**下段の金額から上段の金額を引いた差額**（川崎市太郎さんの源泉徴収票では、700,000円）を入力してください。上段の金額（小規模企業共済等掛金控除）は、小規模企業共済等掛金控除入力画面から入力します。

②小規模企業共済等掛金控除の入力方法

小規模企業共済等掛金控除の詳細入力		
小規模企業共済等掛金	<input type="text" value="100,000"/>	円

キャンセル 入力確定

入力内容をクリア

③生命保険料控除の入力方法

各種保険料の支払金額をそれぞれ入力し、入力が完了したら「入力確定」ボタンを押します。

項目	金額
新生命保険料支払額	10,000 円
旧生命保険料支払額	10,000 円
新個人年金保険料支払額	10,000 円
旧個人年金保険料支払額	10,000 円
介護医療保険料支払額	10,000 円

④地震保険料控除の入力方法

「源泉徴収票から控除額を計算する場合」にチェックを入れ、源泉徴収票に記載の金額を入力します。入力が完了したら「入力確定」ボタンを押します。

※以下のどちらかを選択して地震保険料控除の詳細情報を入力してください。
一方を選択した場合、他方は入力できません。

支払額から控除を計算する場合

源泉徴収票から控除額を計算する場合

地震保険料の控除額	50,000 円
旧長期損害保険料支払額	円

<注意点>

申告書の提出時に必ず源泉徴収票（コピーでも構いません）を添えて提出してください。また、源泉徴収票に記載がない住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を新たに申告する方は、税務署に確定申告書を提出する必要がありますので、このシステムでは申告書を作成できません。

■ [STEP3] 源泉徴収票に記載のない内容を入力する

源泉徴収票に記載のない内容を入力します。川崎市太郎さんの場合は、従来の「医療費控除」、「配偶者控除」、「扶養控除」及び「16歳未満の扶養親族」を追加したいので、それぞれ次のように入力します。

所得から差し引かれる金額		
社会保険料控除	0円	社会保険料控除入力
小規模企業共済等掛金控除	0円	小規模共済等控除入力
生命保険料控除	0円	生命保険料控除入力
地震保険料控除	0円	地震保険料控除入力
寡婦、ひとり親控除	0円	寡婦ひとり親控除入力
勤労学生、障害者控除	0円	勤労学生・障害者入力
配偶者控除	0円	配偶者情報入力
配偶者特別控除	0円	配偶者情報入力
扶養控除	0円	扶養等情報入力
特定親族特別控除	0円	扶養等情報入力
基礎控除	430,000円	
雑損控除	0円	雑損控除入力
医療費控除	0円	医療費控除入力

① 配偶者控除の入力方法

生年月日及び各収入及び所得を入力します。また、配偶者本人が所得金額調整控除に該当する場合は、「該当」欄にチェックを入れます。入力が完了したら「入力確定」ボタンを押します。

配偶者情報の詳細入力	
※以下の配偶者の詳細情報を入力してください	
生年月日	昭和 60 年 9 月 9 日
給与収入金額	1,130,000円
年金収入金額	円
上記以外の所得金額	円
子育て・介護世帯向け所得金額調整控除	
給与収入金額が850万円超で次のいずれかの要件に該当する（給与所得の源泉徴収票の所得金額調整控除額欄に記載あり）	
<ul style="list-style-type: none">配偶者本人が特別障害者に該当する年齢23歳未満の扶養親族がいる特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる	
<input type="checkbox"/> 該当	
キャンセル	
入力確定	
入力内容をクリア	

②扶養控除の入力方法

該当する扶養親族欄に人数を入力します。入力が完了したら「入力確定」ボタンを押します。

また、ここでは「人数から控除額を計算する場合」の欄に入力していますが、「生年月日から控除額を計算する場合」の欄から入力することも可能です。

扶養控除、特定親族特別控除の詳細入力

※以下のどちらかを選択して扶養控除、特定親族特別控除の詳細情報を入力してください。
一方を選択した場合、他方は入力できません。

人数から控除額を計算する場合

一般扶養	<input type="text" value="2"/>	人
特定扶養 (19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円以下)	<input type="text"/>	人
老人扶養 (70歳以上)	<input type="text"/>	人
同居老親等扶養	<input type="text"/>	人
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	<input type="text" value="1"/>	人

特定親族 (19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下)

特定親族の合計所得金額
※合計所得金額と収入金額は異なります。 >>ヘルプ

58万円超85万円以下	<input type="text"/>	人
85万円超90万円以下	<input type="text"/>	人
90万円超95万円以下	<input type="text"/>	人
95万円超100万円以下	<input type="text"/>	人
100万円超105万円以下	<input type="text"/>	人
105万円超110万円以下	<input type="text"/>	人
110万円超115万円以下	<input type="text"/>	人
115万円超120万円以下	<input type="text"/>	人
120万円超123万円以下	<input type="text"/>	人

生年月日から控除額を計算する場合

キャンセル **入力確定**

入力内容をクリア

③医療費控除の入力方法

支払った医療費・医薬品購入費及び保険金などで補てんされる金額を入力し、入力が完了したら「入力確定」ボタンを押します。

医療費控除の詳細入力

申告区分 従来医療費控除【控除限度額:200万円】
 セルフメディケーション税制による特例【控除限度額:8万8千円】

支払った医療費・医薬品購入費 650,000 円

保険金などで補てんされる金額 250,000 円

キャンセル 入力確定

入力内容をクリア

■ [STEP4] 市民税・県民税申告書のPDFファイルを作成する

STEP3 の後、画面下方の「税額試算」ボタンを選択すると、「税額試算結果」画面が表示されます。この画面が表示されたら、「申告書作成」ボタンを押すと市民税・県民税申告書（PDF形式）のダウンロードが開始されますので、お使いのパソコンに保存するなど、適宜御対応ください。

また、「税額試算」ボタン右の「申告書作成」ボタンを押すことで、税額試算を経ずに直接申告書を作成することも可能です。

山林所得入力

※上場株式等の配当等、先物取引の所得額がマイナスの場合は0円として扱います。

税額試算 申告書作成

税額試算結果

算出税額	
税額	市民税
	所得割額 206,400円
	均等割額 3,000円
	県民税
	所得割額 52,200円
	均等割額 1,300円
	森林環境税(国税) 1,000円
	年税額 263,900円
充当・委託納付後年税額 263,900円	

所得割額の計算税率切替：
 新税率（市民税：8%/県民税：2.025%）
 旧税率（市民税：6%/県民税：4.025%）

※算出した税額に令和6年度定額減税の内容は反映されておりません。なお、定額減税はいわゆるふるさと納税の限度額には影響しません。

戻る 申告書作成

令和 8 年度分 市民税・県民税申告書

川崎市長宛 令和 年 月 日提出

現住所 令和 年 1月1日の住所 フリガナ	電話番号 携帯
氏名	職業
個人番号	世帯主名 世帯主柄
生年月日 昭 60 年 6 月 6 日	整理番号

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬	社会保険の種類		支払った保険料		円
		A	B	C	
社会保険料 控除					
	合計 (A + B + C)				700,000
⑮	A 新生命保険料の計		B 旧生命保険料の計		
		10,000		10,000	円

1 収 入 金	事業	営業等	ア		
	業	業	イ		
	不	不動	ウ		
	利	配	エ		
	給	当与	オ		
	給	与	カ	7,000,000	
	公的年金等	キ			
	雑	ク			

裏面にも記入する欄がある

■ [STEP5] 必要箇所を補記し、印刷・提出する

市民税・県民税申告書の PDF ファイルをダウンロードしたら、必要箇所を補記します。特に、**申告する方の住所・氏名や、控除対象配偶者及び扶養親族の方の氏名等、障害者控除の該当者の方の氏名及び障害の等級は必ず補記が必要です。**補記が終わったら、添付書類とあわせて紙印刷した申告書を各市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）まで御提出ください。なお、この例では補記項目を PDF ファイル上で入力していますが、印刷後に手書きで補記しても構いません。

令和 8 年度分 市民税・県民税申告書

川崎市長宛 令和 年 月 日提出

Header information form including residence (川崎市川崎区宮本町1番地), telephone number, and applicant name (川崎市 太郎).

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Main deduction form with sections for social security (社会保険), life insurance (生命保険), earthquake insurance (地震保険), and family-related deductions (扶養控除).

Income summary table with columns for '1 収入金額等' (Total Income) and '2 所得金額' (Taxable Income), listing various income types and their amounts.

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

Payment method selection form with checkboxes for '給与から差し引き(特別徴収)' and '自分で納付(普通徴収)'.

作成税理士氏名 電話番号

Additional deduction form for '雑損控除' (Miscellaneous Loss Deduction) and '医療費控除' (Medical Expense Deduction).

Final payment information form including tax amount, payment method, and taxpayer details.



※ 川崎市太郎さんの場合、裏面(2枚目)の補記は不要です。

